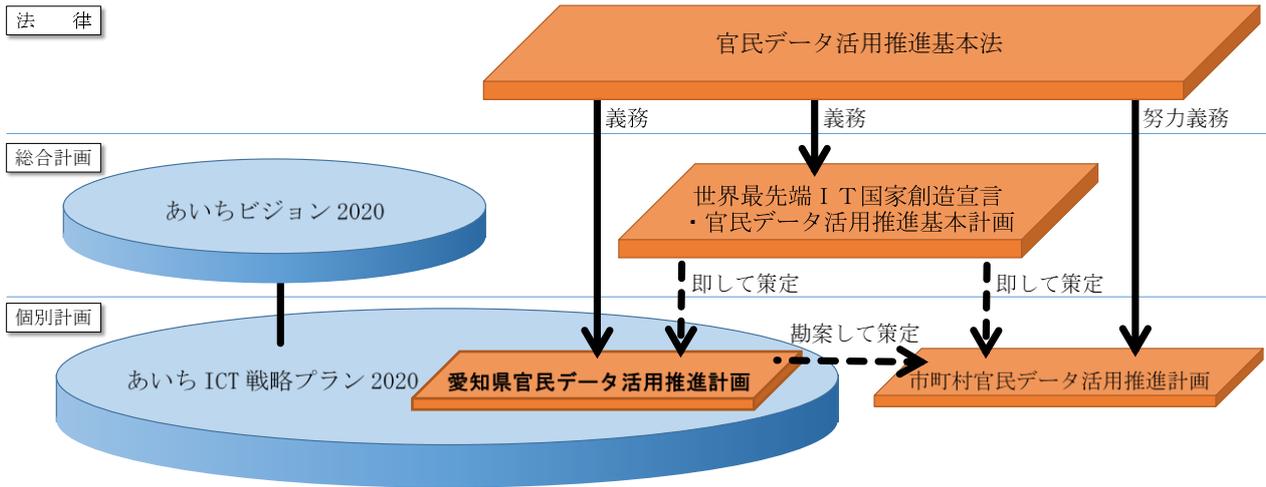


●既存の情報化計画との関係整理

⇒既存の情報化計画である「あいち ICT 戦略プラン 2020」の一部として位置づける。

愛知県においては、平成 28 年 3 月に、県の情報化施策の指針として「あいち ICT 戦略プラン 2020」（計画期間：平成 28～32 年度）（以下「ICT プラン」という。）を策定し、県の情報化施策を総合的・計画的に進めている。したがって、計画の策定に当たっては、官民データ活用に関する施策を取り込んで都道府県計画として位置付けることとし、各施策間の整合性を図りながら、有機的な事業連携を行って事業を進めることとする。



●計画策定時期（予定）

⇒平成 31 年度（2019 年度）計画策定を目指す。

平成 32 年度末までが、計画策定の期限とされているが、市町村は県の都道府県計画を勘案して計画を策定する（努力義務）必要があり、一部市町村からの、早期に都道府県計画を策定してほしいとの要望もあるため、当面、**平成 31 年度（2019 年度）末の計画策定**を目指すこととする。

●計画期間（予定）

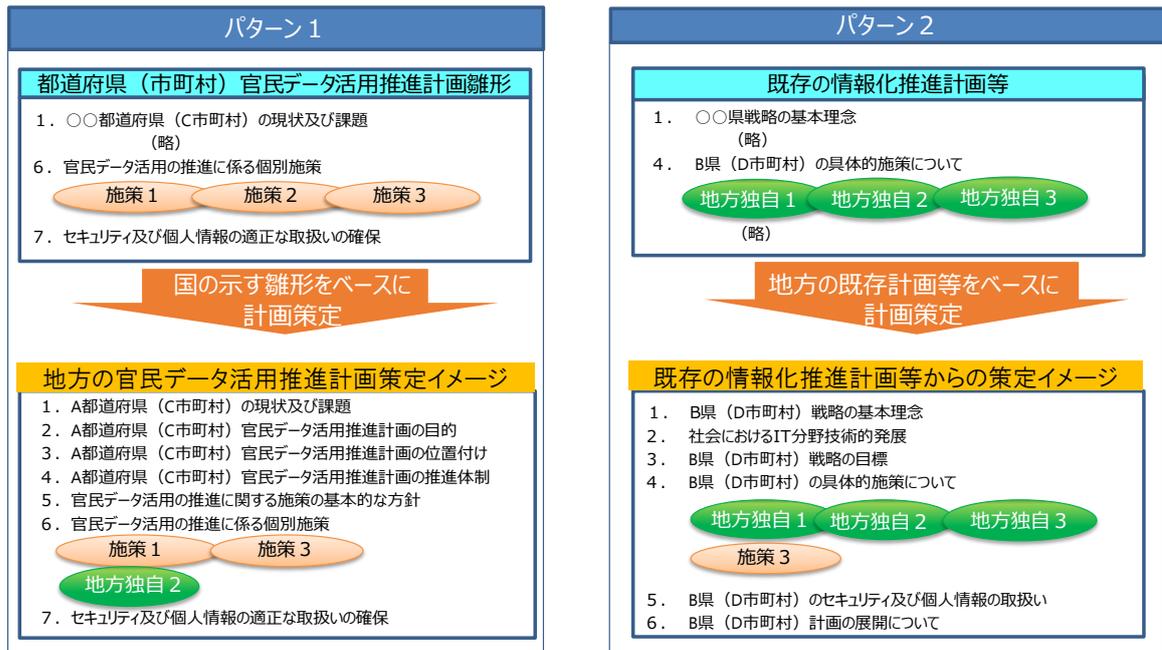
⇒1 年の短期計画とする。

計画期間については、次期 ICT プランで一体の計画とするため、また国の基本計画の計画期間に合わせ 1 年とする。

| 2018 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 | 2024 | 2025 | 2026 |
|--------------------|------|------------------------|--------------------------------------|------|------|------|------|------|
| あいち ICT 戦略プラン 2020 | | | あいち ICT プラン・官民データ活用推進計画 2025 (仮称) | | | | | 新プラン |
| | | 愛知県官民データ活用推進計画 (仮称) | | | | | | |

4. 都道府県官民データ活用推進計画作成における基本的考え方

都道府県においては、新たに都道府県官民データ活用推進計画を作成（パターン1）するほか、既に情報化基本（推進）計画等が存在する場合には、当該既存計画に「6. 都道府県官民データ活用推進計画の構成」で示す内容を盛り込むことにより、都道府県官民データ活用推進計画とする対応（パターン2）も考えられます。その際には、当該既存計画の構成を生かしつつ、基本方針の選択も含めて、適宜必要な内容を盛り込むとともに、都道府県官民データ活用推進計画との関係を言及する等工夫してください。



<図 地方公共団体における官民データ活用推進計画策定のパターン>

（中略）

都道府県が計画を作成する際には、計画に盛り込む各施策が有機的に連携することを念頭におくほか、既存計画との整合等も踏まえつつ、適宜計画期間（例えば、3年、5年等）を設定してください。

官民データ活用推進計画策定準備スケジュール（平成30年度）（予定）

| 月 | 旬 | 会議等 | 庁内向け関連取組 | 庁外向け関連取組 |
|-----|---|---------------|---------------------|--------------------|
| 4月 | 上 | 策定会議設置（4/1） | | |
| | 中 | | | |
| | 下 | | ↑ データ棚卸し（4/27-6/15） | |
| 5月 | 上 | | | |
| | 中 | | | |
| | 下 | | | |
| 6月 | 上 | | | |
| | 中 | 第1回策定会議（6/18） | ↓ | |
| | 下 | | 棚卸し結果取りまとめ | |
| 7月 | 上 | | ↑ 棚卸し補足調査（7、8月） | ↑ 県政世論調査（7/1-7/20） |
| | 中 | | | ↓ |
| | 下 | （有識者会議（7/25）） | | |
| 8月 | 上 | | | 県政世論調査結果発表 |
| | 中 | | | |
| | 下 | | | |
| 9月 | 上 | | ↑ 棚卸し結果最終集計 | |
| | 中 | 第2回策定会議 | ↑ ニーズ調査内容検討 | 棚卸し結果公表 |
| | 下 | | | |
| 10月 | 上 | | | |
| | 中 | 有識者会議 | ↓ | |
| | 下 | | | |
| 11月 | 上 | | | |
| | 中 | | | |
| | 下 | | | |
| 12月 | 上 | | | |
| | 中 | | | |
| | 下 | | | |
| 1月 | 上 | | | |
| | 中 | | | |
| | 下 | （第3回策定会議） | | |
| 2月 | 上 | | | ↑ ニーズ調査（2/1-2/28） |
| | 中 | | | ↓ |
| | 下 | | | |
| 3月 | 上 | | | |
| | 中 | | | |
| | 下 | | | |

官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）の概要

目的 官民データ活用推進基本計画の策定その他施策の基本となる事項を定めるとともに、官民データ活用推進戦略会議を設置することにより、官民データ活用の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって国民が安全で安心して暮らせる社会及び快適な生活環境の実現に寄与する。

第1章 総則

- ◆「官民データ」とは、電磁的記録に記録された情報であって、国若しくは地方公共団体又は独立行政法人若しくはその他の事業者により、その事務又は事業の遂行に当たり管理され、利用され、又は提供されるものをいう。
- ◆ **基本理念**
 - ① IT基本法等による施策と相まって、情報の円滑な流通の確保を図る
 - ② **自立的で個性豊かな地域社会の形成、新事業の創出、国際競争力の強化等**を図り、活力ある日本社会の実現に寄与
 - ③ **官民データ活用により得られた情報を根拠**とする施策の企画及び立案により、効果的かつ効率的な行政の推進に資する
 - ④ 官民データ活用の推進に当たって、
 - ・ **安全性及び信頼性の確保**、国民の**権利利益**、**国の安全**等が害されないようにすること
 - ・ 国民の利便性の向上に資する分野及び当該分野以外の行政分野での**情報通信技術の更なる活用**
 - ・ 国民の権利利益を保護しつつ、官民データの適正な活用を図るための**基盤整備**
 - ・ **多様な主体の連携を確保**するため、規格の整備、互換性の確保等の**基盤整備**
 - ・ **AI、IoT、クラウド等**の先端技術の活用
- ◆ **国、地方公共団体及び事業者の責務**
- ◆ **法制上の措置等**

附則

- ◆ 施行期日は公布日
- ◆ **本法の円滑な施行に資するための、国による地方公共団体に対する協力**

第2章 官民データ活用推進基本計画等

- ◆ 政府による官民データ活用推進基本計画の策定
- ◆ **都道府県による都道府県官民データ活用推進計画の策定**
- ◆ **市町村による市町村官民データ活用推進計画の策定（努力義務）**

第3章 基本的施策

- ◆ 行政手続に係るオンライン利用の原則化・民間事業者等の手続に係るオンライン利用の促進
- ◆ 国・地方公共団体・事業者による自ら保有する官民データの活用の推進等、関連する制度の見直し（コンテンツ流通円滑化を含む）
- ◆ 官民データの円滑な流通を促進するため、データ流通における個人の関与の仕組みの構築等
- ◆ 地理的な制約、年齢その他の要因に基づく情報通信技術の利用機会又は活用に係る格差の是正
- ◆ 情報システムに係る規格の整備、互換性の確保、業務の見直し、官民の情報システムの連携を図るための基盤の整備（サービスプラットフォーム）
- ◆ **国及び地方公共団体の施策の整合性の確保**
- ◆ その他、マイナンバーカードの利用、研究開発の推進等、人材の育成及び確保、教育及び学習振興、普及啓発等

第4章 官民データ活用推進戦略会議

- ◆ IT戦略本部の下に官民データ活用推進戦略会議を設置
- ◆ 官民データ活用推進戦略会議の組織（議長は内閣総理大臣）
- ◆ 計画の案の策定及び計画に基づく施策の実施等に関する体制の整備（議長による重点分野の指定、関係行政機関の長に対する勧告等）
- ◆ **地方公共団体への協力**

官民データ活用推進基本計画（官民データ活用推進基本法における基本的施策）

19条 国と地方の施策の整合性

- ・ 地方の計画雑型の作成と計画策定支援
- ・ 地域におけるデータ利活用の環境整備

等



行政(国)



民間



オープンデータ

オープンデータ
(協調分野)

10条 行政手続等のオンライン化原則

- ・ 行政手続等(官-民、地方-民、民-民)の**棚卸し**
- ・ オンライン化原則に向けた**一括整備法**
- ・ 行政手続等における住民票の写しや戸籍謄抄本、**登記事項証明書等の提出不要化**等
- ・ 医療保険業務(診療報酬における審査業務等)の効率化・高度化
- ・ 社会保険・労働保険関係事務のIT化・ワンストップ化
- ・ 子育て・介護・相続などのライフイベントに係るワンストップサービスの推進

等

11条 オープンデータの促進、データの円滑な流通の促進

- ・ 国等が保有する行政データの**棚卸し**
- ・ 官民ラウンドテーブルの開催(民間ニーズに即したオープンデータ推進)
- ・ オープンデータ・バイ・デザインの推進
- ・ 訪日外国人観光客等に有益な飲食店や観光情報のオープンデータ化を推進
- ・ **交通事故及び犯罪**に係る情報の**公開の在り方の検討**

等

15条1項 情報システム改革・業務の見直し(BPR)

- ・ 国・地方を通じた行政全体の**デジタル化(ペーパーレス化を含む。)**
- ・ クラウド・バイ・デフォルト原則の導入
- ・ 政府情報システム改革
- ・ サービスデザイン思考に基づく業務改革(BPR)の推進
- ・ 「**デジタル・ガバメント推進方針**」に基づく政府横断的な実行計画の策定(平成29年)、各府省の中長期の戦略的な計画の策定(平成30年上半年期) 等

12条 データ利活用のルール整備

- ・ いわゆる**情報銀行**や**データ取引市場**等の実装に向けた制度整備
- ・ 国際的なデータ流通環境の整備に向けた諸外国との協調の推進(日米、日EU、G7、APEC等) 等

15条2項

分野横断的に連携できるプラットフォームの整備

(データの標準化(語彙、コード、文字等)、API、認証機能等を含む)

- ・ **分野横断的に連携できるプラットフォームの整備の検討**
- ・ **農業データ連携基盤の構築**
- ・ 銀行システムのAPI(外部接続口)の公開の促進
- ・ 国・地方公共団体・事業者等における**災害情報の共有の推進** 等

マイナンバー制度

13条 マイナンバーカードの普及・活用

- ・ **身分証等をはじめ、行政や民間サービスにおける利用の推進**(「マイナンバーカード利活用推進ロードマップ」)
- ・ マイナンバーカードの多機能化の推進(マイキープラットフォームの活用等)
- ・ 海外における公的個人認証機能の継続利用 等

14条 デジタルデバイド対策

- ・ 離島などの条件不利地域等における超高速ブロードバンド整備・確保の推進
- ・ 条件不利地域における携帯電話のエリア整備の推進
- ・ Webアクセシビリティ確保のための環境整備 等

16条 研究開発

- ・ **次世代人工知能技術**の研究開発の推進
- ・ 「**官民ITS構想・ロードマップ**」に基づいた取組の推進
- ・ 多言語音声翻訳技術の研究開発及び社会実証 等

17条・18条 人材育成・普及啓発等

- ・ **データ活用の専門的知識や技術を有する人材の育成**
- ・ **セキュリティ・IT人材の計画的な育成**
- ・ IoTネットワークを運用・管理する人材の育成
- ・ プログラミング教育の普及推進
- ・ シェアリングエコノミーサービスの普及
- ・ テレワークの普及 等

都道府県官民データ活用推進計画策定の手引
概要版

内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室

平成 29 年 10 月

I 総論

1. 都道府県官民データ活用推進計画とは（手引 P2（以下同様））

官民データ活用推進基本法（以下「基本法」という。）に基づき都道府県の義務として策定する区域における官民データ活用の推進に関する施策についての基本的な計画です。

2. 都道府県官民データ活用推進計画の目的（P2）

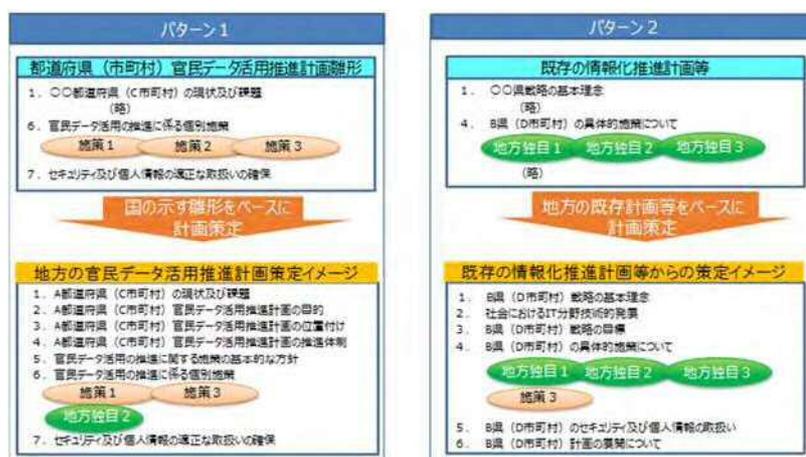
「手続における情報通信の技術の利用等に係る取組」「官民データの容易な利用等に係る取組」「個人番号カードの普及及び活用に係る取組」「利用の機会等の格差の是正に係る取組」「情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保等に係る取組」等を通じ、官民データの利用環境の整備促進を図り、事務負担の軽減、地域課題の解決、住民及び事業者の利便性向上等に寄与することを目的とします。

3. 都道府県官民データ活用推進計画の効果（P3）

計画的かつ効率的に官民でのデータ利用を促進することで、地域の住民やNP0等による自発的な地域課題の解決に向けた取組の推進が期待されます。さらに、官民データの利活用促進のために行う、業務、データ、システムの標準化等により、行政の各種運用コストの削減効果をはじめ、住民や事業者等がデジタル化の具体的なメリットを実感できるような新たな行政サービスの提供も期待されます。

4. 都道府県官民データ活用推進計画作成における基本的考え方（P4）

新たに都道府県官民データ活用推進計画を作成するほか、**既に情報化基本（推進）計画等の計画が存在する場合には、当該既存計画に6.で示す内容を盛り込むことにより、都道府県官民データ活用推進計画とする対応も考えられます。**



＜図 地方公共団体における官民データ活用推進計画画策定のパターン＞

未だ官民データ活用の推進に関する施策に着手していない場合には、まずはスタートすることが肝要であることから、できるところから取り組むよう必要に応じた施策を絞り込んだ計画を作成する（スモールスタート）等、自らの実情に合わせた計画の作成を行ってください。



<図 地方公共団体における官民データ活用推進計画の推進イメージ>

5. 都道府県官民データ活用推進計画の策定及び推進体制（P5）

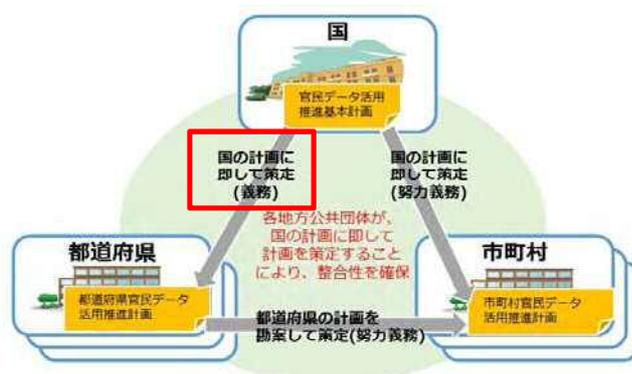
計画の策定に当たっては、情報部門だけでなく、都道府県の総合計画といった全体ビジョンの構築を担う企画部門や、様々な部署との協力が必要なことから、庁内部署横断的な体制での取り組みを推奨します。

6. 都道府県官民データ活用推進計画の構成（P6）

基本法で規定する事項を適宜盛り込むこととなりますが、特に「手続における情報通信の技術の利用等に係る取組」「官民データの容易な利用等に係る取組」「個人番号カードの普及及び活用に係る取組」「利用の機会等の格差の是正に係る取組」及び「情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保等に係る取組」に関する都道府県の方針を適宜掲載してください。

7. 国の施策との整合（P7）

地域の特性や実情を踏まえ実施する取組を任意に選定する等により、計画を作成することになります。 IIやIIIを適宜参照してください。また「地方公共団体等における官民データ活用と情報化推進の事例集」も適宜活用してください。



<図 国及び都道府県官民データ活用推進計画の関係>

8. 国からの支援策の積極的活用（P8）

内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室に設置される総合的な相談窓口や人材の派遣制度等、国からの支援策を積極的に活用してください。IIIで掲載している個別施策については、その中で紹介している個別の支援策についても適宜活用し、円滑な施策の推進を行ってください。

9. サイバーセキュリティ及び個人情報等の適正な取扱いの確保（P8）

「サイバーセキュリティ基本法」及び「個人情報の保護に関する法律」ほか、これら法律に基づく各種規則や都道府県で定める条例等を順守し、適切な官民データ活用の推進が図られるよう必要な取組を行ってください。

Ⅱ 都道府県官民データ活用推進計画の雛型

1. ○○県の現状及び課題 (P9)

都道府県における現状や課題に関し、過去の取組の経緯を整理し、評価・分析するとともに、近隣の地方公共団体での類似の事例を参考にしつつ、これらを踏まえた客観的な事実に基づいて現状や課題を記述することを想定。詳しくは手引該当ページを御参照ください。

2. ○○県官民データ活用推進計画の目的 (P10)

前項において整理した都道府県の現状や課題を踏まえ、重要と考えられる目的を適宜記述することを想定。詳しくは手引該当ページを御参照ください。

3. ○○県官民データ活用推進計画の位置付け (P11)

都道府県が策定する官民データ活用推進計画を実行性のあるものとするため、当該計画の位置付けを明確にすることが重要との観点から記述することを想定。詳しくは手引該当ページを御参照ください。

4. ○○県官民データ活用推進計画の推進体制 (P12)

都道府県において官民データ活用推進計画を策定するための庁内における組織体制や、当該計画策定後の推進体制について記述することを想定。詳しくは手引該当ページを御参照ください。

5. 官民データ活用の推進に関する施策の基本的な方針 (P13)

基本法の基本的施策として規定する事項のうち、地方公共団体に特に関連すると思われる項目を念頭に基本的な方針として記述することを想定。詳しくは手引該当ページを御参照ください。

(個別施策の分類例)

1. 手続における情報通信の技術の利用等に係る取組 (オンライン化原則)
2. 官民データの容易な利用等に係る取組 (オープンデータの推進)
3. 個人番号カードの普及及び活用に係る取組 (マイナンバーカードの普及・活用)
4. 利用の機会等の格差の是正に係る取組 (デジタルデバイド対策等)
5. 情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保等に係る取組 (システム改革・BPR)

6. 官民データ活用の推進に係る個別施策 (P15)

都道府県が抱える課題を解決するために重点的に講ずるべき個別施策について、5. に即して、KPI (Key Performance Indicator : 重要業績評価指標)、スケジュール等を整理した上で記述することを想定。詳しくは手引該当ページを御参照ください。

7. セキュリティ及び個人情報の適正な取扱いの確保 (P45)

セキュリティ及び個人情報の適正な取扱いの確保に関する事項を記述することを想定。詳しくは手引該当ページを御参照ください。

「都道府県官民データ活用推進計画策定の手引」の雛形等に記載の都道府県が行う施策

| 項目 | |
|---|---|
| 1. 手続における情報通信の技術の利用等に係る取組(オンライン化原則) | ◎行政手続の棚卸し |
| | △マイナンバーカードと電子委任状を活用した政府調達 |
| | ◎自動車保有関係手続のワンストップサービスの推進 |
| | △産業保安手続のスマート化 |
| | ○道路管理におけるセンサー利用による業務効率の改善の取組 |
| | ○図書館関連業務に係る電子化の取組 |
| 2. 官民データの容易な利用等に係る取組(オープンデータの推進) | ◎各種保有情報等に係るオープンデータ化の促進 |
| | ・保有する行政データの棚卸しの実施 |
| | ・オープンデータ・バイ・デザインの推進 |
| | ・地方公共団体が保有するデータのオープンデータ化の推進 |
| | ・都市計画に関するデータの利用環境の充実 |
| | ・訪日外国人観光客等に有益な飲食店や観光資源等の観光情報のオープンデータ化推進 |
| | ・農業関係情報のオープンデータ化の推進 |
| | ・公共交通機関の運行情報(位置情報等)等のオープンデータ化 |
| | ・保育所や放課後児童クラブの利用に関する有益な情報の公開促進 |
| | ・防災・減災のため、必要な情報を円滑に共有できる仕組みの構築及び緊急時における公開に係る検討 |
| | ・調達情報(落札情報を含む)のオープンデータ化の推進 |
| | ◎ICTを活用した歩行者移動支援の普及促進に向けた取組の推進 |
| | △国・地方公共団体の所有する法人情報に係るデータへの法人番号併記の促進 |
| | ◎保有する各種地理空間情報等に係るオープンデータ化の促進 |
| ◎地域におけるビッグデータ利活用の推進 | |
| ○オープンデータを活用した地域課題解消の取組 | |
| 3. 個人番号カードの普及及び活用に係る取組(マイナンバーカードの普及・活用) | △「マイナンバーカード利活用推進ロードマップ」に基づき、身分証等をはじめ、行政や民間サービスにおける利用の推進 |
| | ◎マイナンバーカードの企業等一括申請等による取得促進 |
| | ◎マイキープラットフォーム構想の推進 |
| | ◎コンビニ交付サービスの導入推進 |
| | ○マイナンバーカードを活用した情報セキュリティの確保 |
| 4. 利用の機会等の格差の是正に係る取組(デジタルデバイド対策等) | ◎IoT地域実装のための総合的支援施策の活用・周知 |
| | △事業者の垣根を越えてシームレスにWi-Fi接続できる認証連携の仕組み構築 |
| | ◎防災拠点等におけるWi-Fi環境の整備推進 |
| | △Jアラートによる迅速かつ確実な情報伝達の実施 |
| | △防災SNSの活用 |
| | ◎Webアクセシビリティ確保のための環境整備 |
| | ◎条件不利地域における携帯電話のエリア整備の推進 |
| | ○公式サイト改修への住民参加の取組 |
| | ○県内におけるフリーWi-Fiの整備 |
| | 5. 情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保等に係る取組(標準化、デジタル化、システム改革・BPR) |
| ◎利用者中心の業務改革(BPR)の推進 | |
| ◎システム構築における民間サービス利用の促進 | |
| ◎市町村に対する自治体クラウド導入支援 | |
| ◎情報システムや保有データの標準化の推進 | |
| △地方公共団体ごとに管理者が別々となっている学校の校務システムの共同クラウド化 | |
| ◎「校務系」と「授業・学習系」システムの情報連携の推進 | |
| △準天頂衛星システムを活用した避難所等における防災機能の強化 | |
| △社会の相互運用性(インタオペラビリティ)を高めるプラットフォームの推進 | |
| △調達情報の流通の効率化と情報活用の促進 | |
| △電子版お薬手帳の普及推進(患者のための薬局ビジョン推進モデル事業の実施) | |
| △Lアラートによる迅速な災害情報発信や発信情報の拡充・利活用の拡大 | |
| ○救急搬送時における医療機関の受け入れ状況の見える化 | |
| 6. その他(パーソナルデータの利活用の環境整備に係る取組等) | ◎医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報の積極的な活用 |
| | ◎非識別加工情報の提供の仕組みの導入 |
| | △IoT推進コンソーシアム・IoT推進ラボの取組等を通じた革新的モデル事業の発掘・育成等 |
| | △IoTサービスの地域実証に基づくルール整備等を通じたデータ利活用の促進(IoTサービス創出支援事業) |
| | ◎IoTを活用した地域観光の推進 |
| | △シェアリングエコノミーサービスの普及 |
| | △テレワークの普及 |
| | ◎官民データ活用施策の推進に向けた職員の研修・育成 |
| | ◎CIO等における外部人材を含むICT人材の積極登用 |
| 7. セキュリティ及び個人情報の適正な取扱いの確保 | ◎セキュリティ及び個人情報の適正な取扱いの確保 |
| | △サイバーセキュリティの強化 |

◎国の計画に基づく項目
 ○他自治体の先事例に基づく項目
 △雛形にはなく国の施策に基づく項目

行政保有データ（統計関連）の棚卸し調査

中間報告

調査目的

○行政が保有するデータを二次利用可能な形で公開するオープンデータの推進に向け、各
部局（庁）が保有するデータの実態を把握する。

調査期間

○平成 30 年 4 月 27 日から平成 30 年 6 月 15 日。

対象データ

○各部局（庁）が保有する行政文書のうち、統計データが対象。

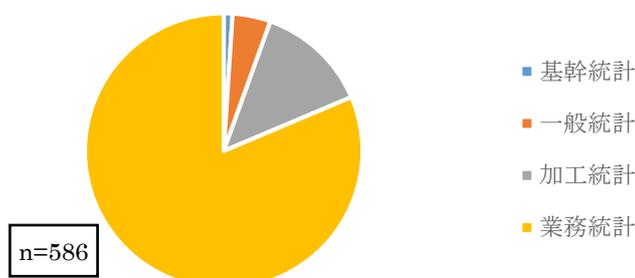
調査時点

○ 特段の断りがない限り、平成 30 年 4 月 1 日時点の保有状況で記入。

調査結果（速報）

○ 統計データの種類

| 選択肢 | 説明 | 回答数 |
|------|--|-----|
| 基幹統計 | 国の行う統計調査のうちで特に重要なもの。 56 の統計が指定。うち 6 つは加工統計。 | 6 |
| 一般統計 | 総務大臣の承認を得て実施される統計調査で基幹統計以外のもの。 国が行う統計調査で基幹統計以外のものはこれに該当。 統計法に基づき実施する統計調査で基幹統計以外のものはこれに該当。 | 26 |
| 加工統計 | 他の統計を加工することにより作成されるもの。 統計調査を行わずに作成される基幹統計 6 つも含む。 | 77 |
| 業務統計 | 統計法以外の法律等により行う統計調査。 行政機関内部で行う統計調査。 行政記録情報等を基に、業務の参考・基礎情報を得るために集計したもの。 基幹統計、一般統計、加工統計以外のものは、これに分類。 | 477 |



○. 公開している統計データのオープンデータへの対応状況

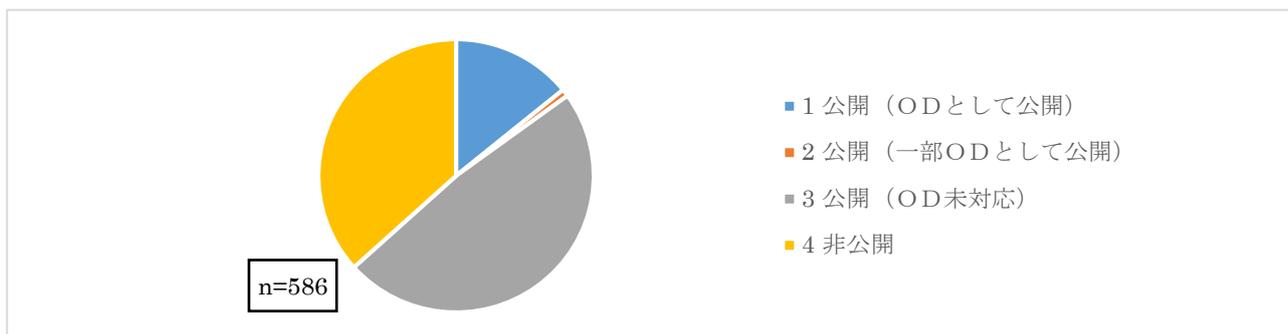
統計データのオープンデータへの対応状況を次の中から選択。

なお、オープンデータとは、具体的には、① 営利目的、非営利目的を問わず二次利用可能なルールが適用されたもの、② 機械判読に適したもの、③ 無償で利用できるもの（「オープンデータ基本指針」（平成 29 年 5 月 30 日、IT 戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定）を参照）。

※二次利用が可能な利用ルールについては、第三者がデータを一部改変して利用すること、すなわちデータの二次利用を、データ所有者が予め許諾していることを明示することが必要。

| 選択肢 | 説明 | 回答数 |
|--------------------|-----------------------------------|-----|
| 1 公開（OD として公開） | 統計データをオープンデータとして公開している場合に選択。 | 83 |
| 2 公開（一部を OD として公開） | 一部の統計データをオープンデータとして公開している場合に選択。 | 5 |
| 3 公開（OD 未対応） | 統計データを公開しているが、オープンデータ化していない場合に選択。 | 283 |
| 4 非公開 | 統計データを公開していない場合に選択。 | 215 |

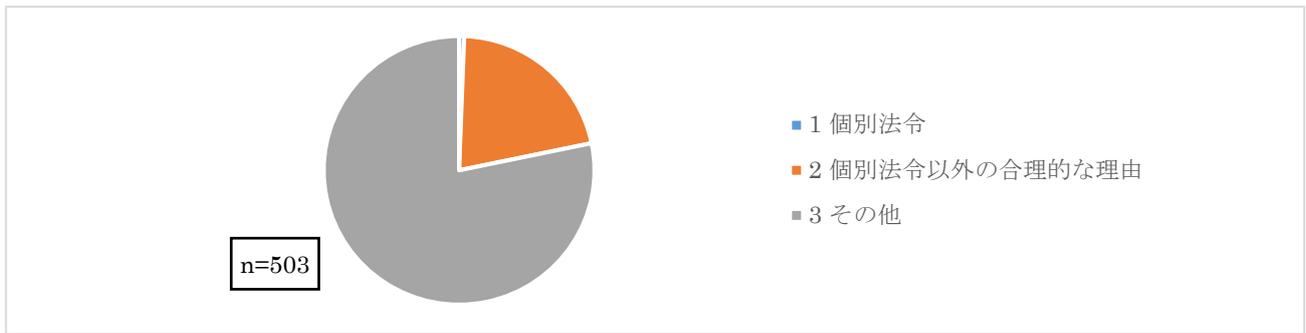
※OD：オープンデータの略



○ オープンデータ化未対応・非公開の理由

※「公開（OD として公開）」でない場合のみ。

| 選択肢 | 説明 | 回答数 |
|-----------------|--|-----|
| 1 個別法令 | 当該手続に係る個別法令（政令、条例含む）の規定により、オープンデータ化、または、公開できない場合に選択。 例：収集した情報の公開を禁止している、情報の提供に当たって実費の徴収を規定しているなど。 | 3 |
| 2 個別法令以外の合理的な理由 | オープンデータ化、または、公開できないことを規定する法令はないが、合理的な理由に基づいている場合に選択。 例）「個人情報が含まれる」、「国や公共の安全、秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある」、「法人や個人の権利利益を害するおそれがある」など。 | 106 |
| 3 その他 | 上記に該当しない場合に選択。 オープンデータ化、または、公開しないことについて、これまで特段の検討を行っていない場合も含む。 | 394 |



○. 部局別データ保有・公開状況

| 部局名 | 総計 | 1 公開（ODとして公開） | 2 公開（一部ODとして公開） | 3 公開（OD未対応） | 4 非公開 |
|-------------|-----|---------------|-----------------|-------------|-------|
| AB 政策企画局 | 19 | | | 4 | 15 |
| AC 総務部 | 7 | 6 | 1 | | |
| AD 振興部 | 26 | | 1 | 5 | 20 |
| AE 県民文化部 | 25 | 7 | | 17 | 1 |
| AF 防災局 | 1 | 1 | | | |
| AG 環境部 | 52 | 17 | | 18 | 17 |
| AH 健康福祉部 | 55 | 6 | 3 | 20 | 26 |
| AI 産業労働部 | 15 | 3 | | 8 | 4 |
| AJ 農林水産部 | 340 | 41 | | 180 | 119 |
| AK 建設部 | 17 | 2 | | 6 | 9 |
| AN 病院事業庁 | 4 | | | 4 | |
| AS 人事委員会事務局 | 2 | | | 2 | |
| AX 教育委員会事務局 | 13 | | | 9 | 4 |
| 80 警察本部 | 10 | | | 10 | |
| 総計 | 586 | 83 | 5 | 283 | 215 |